

プロポーザル方式による事業者選定結果表

プロポーザルに付した事項	担当課 議会事務局 議事課 契約名 淡路市議会文書共有システム導入・運用業務		
審査の日時	令和 3年 8月10日 (火) 午後1時30分～		
審査の場所	淡路市役所 1号館 3階委員会室		
予定価格	契約予定金額		
1,798,500 円	1,460,492 円		
当選基準点(当選要件)	300点 (評価点合計の6割)		
候補者名	東京インタープレイ株式会社	総合点	417
番号	提案者氏名 (五十音順)	候補者の選定理由	
1	キッセイコムテック(株)	淡路市議会において、電子データを用いた議会運営や迅速な情報共有を可能とする文書共有システムを導入し、議会運営の活性化及び議会・議員活動の効率化並びにペーパーレス化を図る。そのための情報を保存するクラウドサーバー及び保存した情報をタブレット端末で閲覧してペーパーレス会議を実施するための会議システムの調達が可能なる候補者を選定した。	
2	東京インタープレイ(株)		
3			
4			
5			
契約予定金額	¥ 1,460,492- (うち消費税及び地方消費税) ¥ 132,772-		

＜プロポーザルに参加する者に必要な資格＞

- ・国内において、国、地方公共団体又はこれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係るクラウドサーバー管理方式によるペーパーレス会議システム導入・運用業務を元請として完了した実績を有すること。
- ・上記(1)の業務に従事した経験がある業務責任者を配置できること（資格及び専任性を問わない。）。
- ・契約能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定が参加申込書提出期限の日以前になされている場合は、この限りでない。
- ・参加申込書提出期限の日において、市の指名停止措置を受けていないこと。
- ・国税及び地方税に滞納がないこと。
- ・次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等が淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下これらを「暴力団員等」という。）であると認められること。
  - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等（以下これらを「暴力団等」という。）を利用するなどしたと認められること。

ウ 役員等が暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められること。

エ 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(8) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で本件業務に参加できること。

《業者選定理由》

本事業を遂行するにあたり、経営規模が妥当であり、また類似の実績も多く、企画力・技術力に優れており、議会活動の活性に大きく期待できるため。

履行場所 淡路市地内